

生活衛生営業の税制



はじめに

税制は、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年度適宜見直しが行われています。そのわかりにくい「税制」を何とかわかりやすくまとめ、生活衛生営業者の皆様に活用していただくため冊子（令和2年度税制改正をもとにした改訂版）を作成しました。

生活衛生関係営業についての優遇制度や注意点等について少しでも理解を深めていただき、税務申告に積極的にご活用いただくなり、顧問税理士への相談の際にご活用いただければ幸いです。

なお、最新情報、不明な点、詳細につきましては、顧問税理士など、専門家にご確認いただければと思います。

令和2年12月

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

●監修
税理士 七野恭子

●参考文献
「新くらしの税金百科 2020→2021」(清文社)
「会社の税金実務必携 令和2年版」(清文社)
「図解わかる税金 2020-2021年版」(新星出版社)
国税庁ホームページ

目次

はじめに	2
令和2年度税制改正の主なポイント	4

税金のアウトライン

1 税金の仕組み	6
2 会社が納めなければならないおもな税金	8
3 法人税額の算出法	10
4 法人税以外の諸税の算出法	11

法人税

5 決算利益と課税所得	12
6 課税所得の計算	13
7 売上原価	14
8 役員給与	15
9 交際費	16
10 所得拡大促進税制	17
11 少額減価償却資産の損金算入	18
12 減価償却費定率法から定額法へ	19
13 中小企業経営強化税制	20
14 5G導入促進税制の創設	21
15 欠損金の繰越控除	22
16 欠損金の繰戻し還付	23

贈与税・相続税

17 特例事業承継税制	24
-------------	----

消費税

18 消費税とは	25
19 軽減税率制度	26
20 消費税の簡易課税方式	27

その他

21 売掛金の短期消滅時効の長期化	29
-------------------	----

固定資産税

22 固定資産税	30
----------	----

生衛業に関する税制措置

23 生衛業に関する税制措置	31
----------------	----

令和2年度税制改正の主なポイント

*新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

◎納税猶予の特例

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、特例措置として、法人税、消費税、所得税などほぼすべての国税を対象に、無担保・延滞税なしで1年間、納税猶予ができます。

*詳しくは、P 8を参照してください。

◎特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

(株)日本政策金融公庫などの公的金融機関や他の金融機関から新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付を受けた場合の契約書については、印紙税が非課税となりました。

*詳しくは、P 9を参照してください。

◎テレワーク等に関する中小企業経営強化税制の拡充

中小企業投資促進税制の一環で、設備投資に対して特別償却または税額控除が受けられる「中小企業経営強化税制」が拡充され、対象となる設備が追加されました。

*詳しくは、P20を参照してください。

*その他の主な税制改正および民法改正

◎少額減価償却資産の即時償却の延長

30万円未満の減価償却資産の損金算入できる措置が、一部の要件見直しのうえ、適用期限が2年延長されました。

*詳しくは、P18を参照してください。

◎5G投資促進税制の創設

5G（第5世代移動通信システム）設備への投資について、特別償却または税額控除ができる税制が創設されました。

*詳しくは、P21を参照してください。

◎売掛金の時効が2年から5年に長期化（民法改正）

令和2年4月1日施行の改正民法において、売掛金管理に影響のある「短期消滅時効」が5年に長期化されました。

*詳しくは、P29を参照してください。

1

税金の仕組み——税金を分類する

税金の分類方法はいくつかあります。ここでは、国税（国に納める税金）と地方税（都道府県や市区町村に納める税金）に分けます。

国に納める税金（国税）

所得税

個人が所得に応じて負担する税金。

法人税

会社などの法人が所得に応じて負担する税金。

相続税

死亡した人から財産を相続した人が、財産の評価額に応じて負担する税金。

贈与税

個人から財産を無償でもらった人が、財産の評価額に応じて負担する税金。

消費税

商品の購入やサービスの提供などの取引に対してかかる税金。

酒税

清酒、ビール、ワインなどの代金に含まれている税金。



350mlあたり
ビール



麦芽比率
25%以上
50%未満



麦芽比率
25%未満

350mlあたり 発泡酒



350mlあたり
ビール風酒類



720mlあたり
清酒



720mlあたり
果実酒

その他

印紙税、登録免許税、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、関税、たばこ税など。

都道府県に納める税金（地方税）

道府県民税

法人や個人が所得に応じて負担する税金。

自動車税

自動車を所有している法人や個人が負担する税金。

事業税

事業を営んでいる法人や個人が所得などに応じて負担する税金。

不動産取得税

土地や建物を取得したときに負担する税金。

その他

地方消費税、自動車取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税（都が独自に課税）など。

市区町村に納める税金（地方税）

市町村民税

法人や個人が所得に応じて負担する税金。

軽自動車税

軽自動車などを所有している法人や個人が負担する税金。

固定資産税

土地や建物および事業用の機械などを所有している法人や個人が負担する税金。

その他

国民健康保険税、事業所税、入湯税、都市計画税など。

Point!



- 国に納める税金が → **国税**
- 県や市に納める税金が → **地方税**
- 税金を直接負担するのが → **直接税**
- 品物などの代金に含まれているのが → **間接税**

2

会社が納めなければならないおもな税金

(1) 会社の所得にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①法人税 (地方法人税含む)	会社の所得(a)	P10参照
②道府県民税 (法人住民税)	法人税額(b)	$(b) \times 3.2\% + \text{均等割}$
③市町村民税 (法人住民税)	法人税額(b)	$(b) \times 9.7\% + \text{均等割}$
④法人事業税	会社の所得(a)	$(a) \times 3.5 \sim 7.0\%$
⑤特別法人事業税	基準法人所得割額(c)	$(c) \times 37\%$

*②および③の税率は標準税率で、自治体・企業規模によって異なる場合があります。

(2) 納税猶予の特例

以下の①、②のいずれも満たす場合、すべての国税につき、原則として、その納付が一年間猶予されます。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入^{*1}が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税することが困難であること。

*1 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です^{*2}。

*2 やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署(徴収担当)にご事情をお申し出ください。

○令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です

Advice 均等割



上記(1)は、所得にかかる税金なので、赤字申告の場合には税金は発生しませんが、(1)の②と③の法人住民税の均等割額は赤字申告の場合でも納める必要があります。

(3) 資産の保有にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①固定資産税	土地、家屋、償却資産の評価額(a)	$(a) \times 1.4\%$
②都市計画税	市街化区域に所在する土地、建物の固定資産税評価額(b)	$(b) \times 0.3\%$

*固定資産税の対象となる償却資産を有する個人・法人は、毎年1月1日現在における償却資産について、1月末日までにその資産の所在する市区町村長に申告する必要があります。

*土地については調整措置等があります。

(4) 取引にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①消費税	資産の取引額(a)	$(a) \times 10\%^{※3}$ (うち2.2%は地方消費税)
②印紙税	課税文書に記載された金額等	課税文書に対応する一定額
③登録免許税	土地建物、会社設立等の登記の評価額	登記ごとに税率は定められている

*②の税金は印紙を貼付して消印することで納付とし、③の税金は登記所で納付します。

※3 ただし、一部を除く食品等の軽減税率の対象となるものについては8%

(5) 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

(株)日本政策金融公庫などの公的金融機関や他の金融機関から受けた新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付を受けた場合の契約書については、印紙税が非課税となります。

時期的なことから、既に当該印紙税を納付済み(金融機関との契約時に納付)である場合は、別途、国税庁に対し、「印紙税過誤納確認申請書」および「印紙税が過誤納となった事実を金融機関が証明した書類」(各金融機関が発行)を提出することにより、還付されます。

3

法人税額の算出法

【法人税額の算式】

$$\text{課税所得} \times \text{法人税率}^* = \text{法人税額}$$

※法人税率 —— 資本金1億円以下の中小法人の場合

年800万円以下の課税所得 15% (軽減税率)

年800万円超の課税所得 23.2%

平成30年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

軽減税率の特例は令和3年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

【地方法人税の算式】

$$\text{法人税額} \times 10.3\%^*$$

※令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度より4.4%から10.3%に改正されています。

4 法人税以外の諸税の算出法

【法人税以外の諸税の税率】

税目	法人道府県民税	法人市町村民税	法人事業税
税率	1.0%※ ¹	6.0～8.4%※ ²	3.5%※ ³

※¹ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度より3.2%から1.0%に。

※² 令和元年10月1日以後に開始する事業年度より9.7%から6.0%～8.4%に。
これ以外に法人の規模に応じた均等割があります（下記参照）。

※³ 資本金1億円以下の法人で年間の課税所得が400万円以下の部分にかかる税率。
その他に法人事業税の所得割額の37%が特別法人事業税としてかかります。



法人事業税の改正（令和元年10月1日開始事業年度より）

法人事業税は、都道府県税として、申告・納付されますが、令和元年9月30日開始事業年度までは、別途、「地方法人特別税」として、基準法人所得割額の43.2%を納めることとされてきました。ただし、令和元年10月1日以降に開始する事業年度より、この「地方法人特別税」が廃止され、新たに「特別法人事業税」が課されることとなりました。

従来の「地方法人特別税」との違いは、今まで「基準法人所得割額」に連動する形で算出されていたものが、改正後は、「法人事業税（の所得割額）」に連動して算出され、これに伴い、法人事業税の税率も改定（資本金1億円以下の法人で課税所得が400万円以下の部分にかかる税率が3.4%から3.5%など）されています。

Example

① **都道府県民税** 法人税額の1.0%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

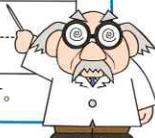
区分	均等割（年額）
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	13万円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人	5万円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	2万円

（注）自治体によっては、上記均等割の年額を超えた税率を採用しているところがあります。

② **市町村民税** 法人税額の6.0%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

区分	市町村内の従業者数	均等割（年額）
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円

（注）自治体によっては、上記均等割の年額を超えた税率を採用しているところがあります。



5

決算利益と課税所得

課税所得：法人税の申告は確定決算に基づいて行われることになっています。決算によって算出された利益（決算利益）に対してストレートに課税されるのではなく、決算利益を基に税法で定める必要な調整を行って、課税の対象となる利益（課税所得）を計算することとされています。

【その理由】

課税の公平を確保するためと租税政策上の必要性から、法人税法が独自の考え方を持ち込んでいることによるためです（申告調整）。

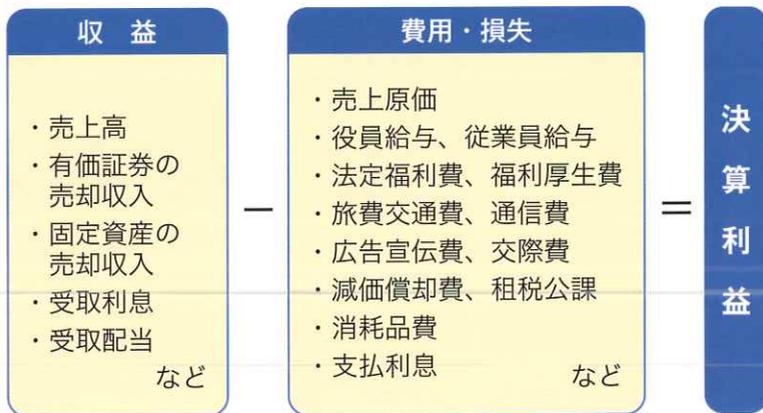
Advice

会社決算上の収益と費用・損失



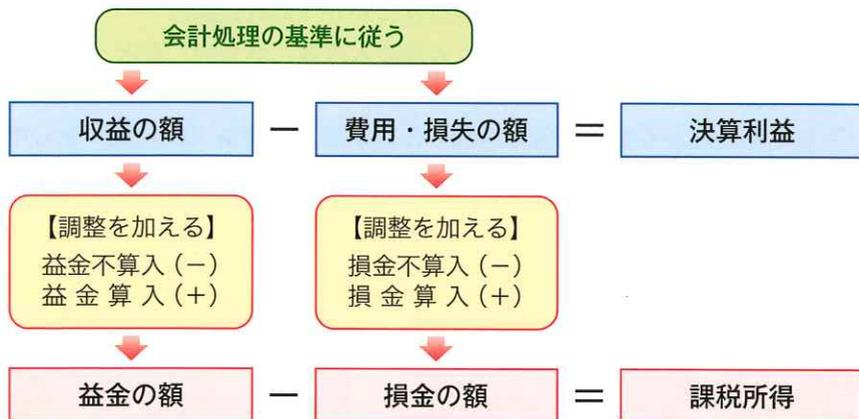
決算利益は会社決算上の収益から費用・損失を引いたものという考え方になります。

税法では、収益に対する用語として「益金」、原価・費用・損失に対応する用語として「損金」を使用します。



6 課税所得の計算

課税所得は、益金の額から損金の額を控除した金額とされています。益金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算した収益の額に、法人税独自の考え方で調整を加えたものです。また、損金の額も同様に、費用・損失の額に調整を加えたものです。



Advice 法人税独自の考え方による益金不算入・算入、損金不算入・算入



- ・ 益金不算入……受取配当金など
- ・ 益金算入……特定の受贈益など
- ・ 損金不算入……適格要件を満たさない役員給与・過大役員給与、交際費など
- ・ 損金算入……各種所得の特別控除、繰越欠損金など

課税所得は決算利益とは別に存在するものではなく、企業会計上の収益の額と費用・損失の額を基礎としています。これに法人税独自の考え方で調整を加え、計算されるのです。

7

売上原価

売上原価：損益計算書の費用の部に計上される勘定科目で、売上高に連動する費用です（変動費）。売上原価は物品販売業（卸売・小売）、製造業、サービス業など業種によって勘定科目が変わってきます。

- 物品販売業 → 販売した商品の仕入高など
- 製造業 → 販売した製品を製造するために要した材料費、製造ラインの人員の賃金、製造機器や工場運営にかかった経費など
- サービス業 → サービスを行う人員の人件費（歩合給）など

粗利益：売上高から売上原価を控除した額が売上総利益（粗利益）として定義され、企業の販売活動においてどのくらい利益をあげられるかを概算する際によく用いられます。

売上原価の算出

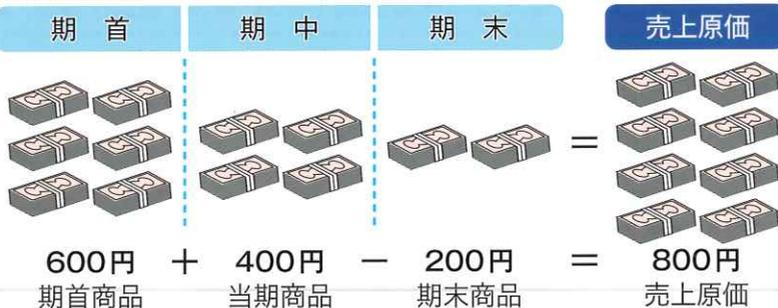
仕入れた商品の金額

期首商品棚卸高 + 当期商品仕入高

売れなかった商品の金額

期末商品棚卸高

Example



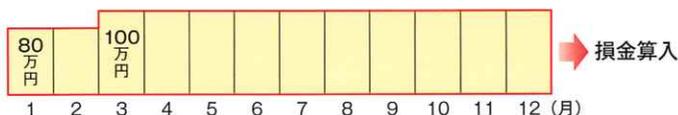
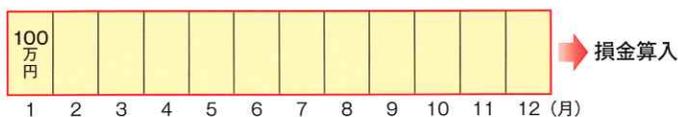
8 役員給与

役員に対する給与は、およそ下の表のように分類され、それぞれ法人税法上の取扱いが異なります。

役員給与の分類			適正部分	過大部分
			※	
定期の給与	定期同額給与	支給時期が1カ月以下の一定の期間ごとであり、各支給時期における支給額が同額である給与またはこれに準ずるもの	○	×
臨時の給与	事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めにもとづいて支給する給与で、所轄税務署にその定めの内容に関する届出をしているもの	△	
	業績連動給与	非同族会社の業務執行役員に各業績に関する指標を基礎として算定される給与		
	退職給与	退職を事由として支給される給与	○	

※ ○：損金算入可能、△：所定の条件を満たせば損金算入可能、×：損金不算入

Example



※ 事業年度当初に遡り、差額(20万円×2ヶ月=40万円)を支給した場合は当該差額は損金不算入



従来、いわゆる役員賞与(＝損金不算入)といわれていたものでも、あらかじめ確定した時期(たとえば、夏の賞与として6月、冬の賞与として12月といった時期)にあらかじめ確定した金額を支給するべく税務署に届け出ているものについては、所定の手続をとることを条件に、損金算入が認められます。



9

交際費

① 交際費の損金不算入

交際費は、販売促進等のために必要な経費と考えることができますが、原則として損金不算入とされています。ただし期末資本金1億円以下の中小規模の会社に限り、年間800万円※までの損金算入が認められています。

※令和4年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

Example

1事業年度に交際費を850万円使った場合

資本金	交際費850万円
1億円以下	損金になる金額800万円
	損金にならない金額50万円

② 飲食費の1人5,000円以下は損金算入可能

飲食費については、1人当たり5,000円以下は原則損金不算入の対象となる交際費から除外されます。しかし、社内における役職員間の飲食費は1人当たり5,000円以下であっても除外されません。また、この5,000円以下という基準は控除額ではなく免税点という位置づけです。

【留意点】

1人当たり6,000円の飲食費となった場合は、5,000円との差額の1,000円ではなく、6,000円全額が交際費とされます。

交際費から除外される飲食費とするためには、次の事項を記載した書類を保存しておく必要があります。

①飲食した年月日、②飲食店の名称および所在地、③飲食に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者の氏名または名称およびその関係、④飲食に参加した者の数、⑤その費用の金額、⑥1人当たりの金額、⑦その他参考になる事項。

交際費になる！

	主な交際費	除外
1	会社の周年記念、社屋新築記念等の宴会費、交通費、記念品代など	従業員に対して、おおむね一律に社内で提供される程度の通常の飲食費用や宴会などの費用は除外
2	得意先、仕入先など社外の人への見舞金、香典、お祝いなどをしたときの費用	従業員やその家族、元従業員に対して社内の規定で支給されるものは除外
3	代理店などが得意先や仕入先その他事業関係者を旅行や観劇などに招待した費用	
4	その他の接待費用	

交際費にならない！

1	会議の茶菓子代、弁当代、来客食事代などに通常必要となる費用
2	タオル、カレンダー、手帳などを配るために通常必要となる費用
3	新聞、雑誌などの座談会、取材などのために通常必要となる費用
4	従業員の慰安のために行われる旅行などのために通常必要となる費用

10 所得拡大促進税制 (賃上げ投資促進税制)

所得拡大促進税制は、青色申告法人の給与等の支給額が前期より増加した場合に、その増加した給与等の15%を法人税額から控除できる制度です。控除できる金額は、法人税額の20%までが限度となります。

また、下記の「上乗せ措置の要件」を満たせば、その増加した給与等の25%を税額控除する上乗せ措置になります。

【適用期間】

平成30年4月1日から令和3年3月31日までに開始する事業年度

【制度の要件】

- ①給与等支給額が前期よりも増加していること
- ②継続給与等支給額が前期より1.5%以上増加していること

【上乗せ措置の要件】

- ①継続給与等支給額が前期より2.5%以上増加していること
- ②次のいずれかを満たすこと
 - 教育訓練費の額が前期より10%以上増加していること
 - 経営力向上計画に従って、経営力向上が確実に行われたこと

11

少額減価償却資産の損金算入

取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合は、全額損金に算入できます。この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で合計300万円までです。この特例の適用期間が2年延長（令和4年3月31日まで）されました。

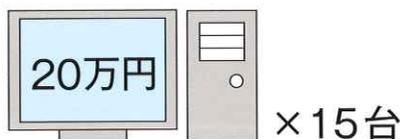
【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下で常時使用する従業員数が500人*以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ② 資本金のない法人で、常時使用する従業員数が500人*以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が500人*以下の青色申告個人事業者
- ④ 令和4年3月31日までに取得し、事業に使っていること

* 令和2年4月以降、従業員数の要件が1,000人以下から500人以下に引き下げられました。

Example

当期首に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。



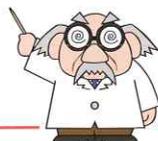
	損金算入できる金額
通常の減価償却	150万円
少額減価償却資産の損金算入	300万円
差 額	150万円

（通常の減価償却）

$$20\text{万円} \times 0.5^{\text{※}} = 10\text{万円}$$

$$10\text{万円} \times 15\text{台} = 150\text{万円}$$

※平成24年4月1日以後に取得した定率法による償却率

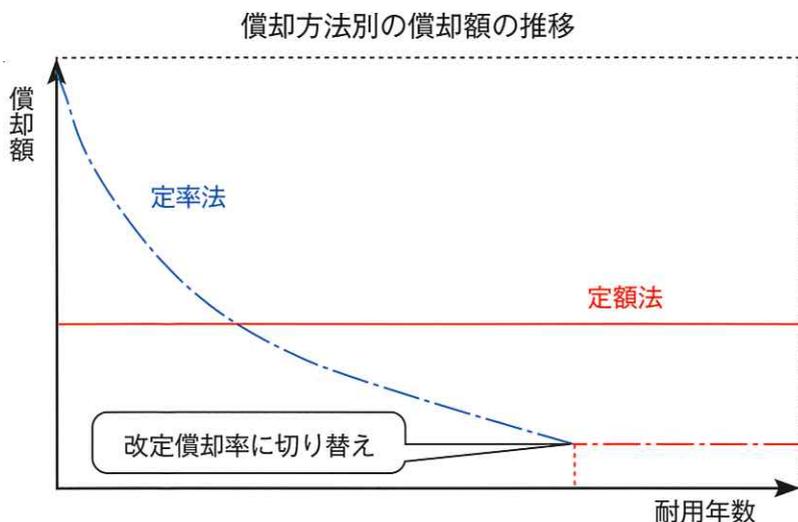


12 減価償却費定率法から定額法へ

建物附属設備及び構築物の減価償却方法は、平成28年4月1日以後取得分から、定率法が廃止され、定額法のみ適用となりました。

減価償却費の計算は、①取得価額、②耐用年数、③償却方法の3つの要素によって計算されます。取得価額に償却率（1/耐用年数）*を乗じて計算した額を償却額とし、每期定額となります。

取得年度によって計算方法が異なりますので、ご確認ください。



*定額法は毎年の償却額が平均配分されるのに対し、定率法の償却額は資産が新しい時期は大きく、だんだん小さくなる。

※小数点以下第4位きりあげ



13 中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制は、上乗せ措置部分を除き、その対象設備から器具備品が除外され、現行通り、税額控除（7%）、または特別償却（30%）が認められますが、令和3年3月31日まで延長されています。そして、その上乗せ措置部分は適用設備に器具備品及び建物附属設備が追加され、中小企業経営強化税制として改組されています。

【制度の内容】

（特別償却）

対象設備を取得した場合は、即時償却（通常の減価償却費に上乗せして取得価額までの特別償却）ができます。

（税額控除）

対象設備を取得した場合は、取得価額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができます。

*その事業年度の法人税額または所得税額の20%が限度とし、1年間の繰越が可能となります。
平成29年4月1日以降の設備投資に適用されます。

【制度の要件】

- ①中小企業等経営強化法の「経営力向上計画書」を策定し、提出・認定を受けた中小企業者等であること
- ②青色申告法人の中小企業者等（大会社の出資比率が50%未満）
- ③資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ④常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ⑤新品の対象設備を取得し、事業に使っていること
- ⑥指定事業を営んでいること

【テレワーク等のための中小企業の設備投資税制】

上記「中小企業の経営強化税制」が拡充され、対象となる設備が追加されました（所得税も同様）。

従来の対象となる設備（生産性向上設備及び収益力強化設備）に加え、「テレワーク等のための設備」として、新たな類型（デジタル化設備）が追加されました。令和2年4月30日から令和3年3月31日までにデジタル化設備の取得等をし、事業の用に供した場合に適用されます。

*対象設備や指定事業など、適用の対象については、中小企業庁ホームページまたは最寄りの税務署にご確認ください。

14

5G導入促進税制(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却または税額控除制度)の創設

Society5.0*の実現に向け、次期基幹インフラとして期待されている5G及びこれを支える光ファイバーの整備をさらに促進し、5Gを活用することにより、地域が抱える社会問題の解決を図るとともに、国際経済力を強化するという内外の課題解決に向けて制優遇措置が創設されました。

対象法人	青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入事業者に該当するもの
対象期間	令和2年8月31日から令和4年3月31日までの期間
適用要件	新品の認定特定高度情報通信技術活用設備の取得又は製作若しくは建設をして、これを国内にある事業に用いること
特別償却又は税額控除	認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却、またはその取得価額の合計額の15%相当額の税額控除との選択適用ができます

※ 狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、新たな社会として、設定されている社会 (Society5.0) で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の両方の解決を目指すものをいいます

15

欠損金の繰越控除

欠損金は、1事業年度の課税所得金額がマイナスとなった金額です。欠損金を、欠損金の発生した事業年度の翌期以後10年間繰り越し、課税所得と相殺できます。

*繰越期間10年間については、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において発生した欠損金額について適用されます。なお、平成30年3月31日までに開始する事業年度においては、繰越期間9年間が適用となります。

*課税所得の全額控除は、資本金1億円以下の中小法人に適用されます。

【制度の要件】

- ①青色申告法人
- ②每期確定申告を提出していること

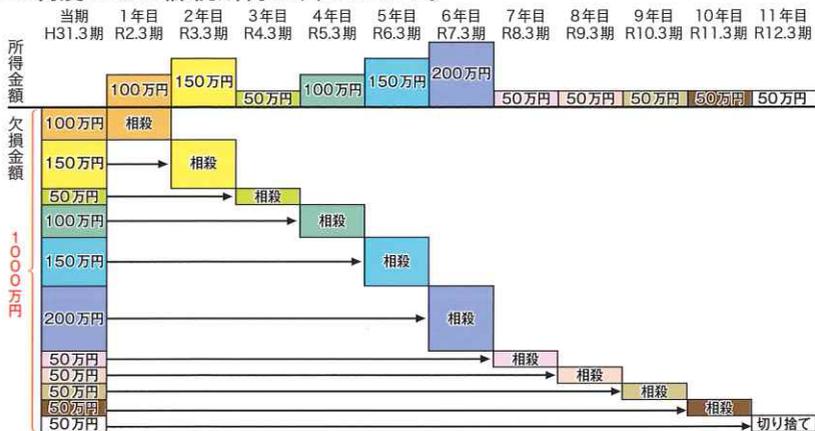


Example

A社はH31.3期に欠損金1,000万円が生じた。

R2.3期以降11年目までの所得金額の合計は次のとおり1,100万円。

この制度による課税所得は次のとおり。



	(所得金額)	(控除額)	(課税所得額)	
1年目 (R2.3期)	100万円	- 100万円	= 0円	欠損金残高 900万円
2年目 (R3.3期)	150万円	- 150万円	= 0円	欠損金残高 750万円
3年目 (R4.3期)	50万円	- 50万円	= 0円	欠損金残高 700万円
4年目 (R5.3期)	100万円	- 100万円	= 0円	欠損金残高 600万円
5年目 (R6.3期)	150万円	- 150万円	= 0円	欠損金残高 450万円
6年目 (R7.3期)	200万円	- 200万円	= 0円	欠損金残高 250万円
7年目 (R8.3期)	50万円	- 50万円	= 0円	欠損金残高 200万円
8年目 (R9.3期)	50万円	- 50万円	= 0円	欠損金残高 150万円
9年目 (R10.3期)	50万円	- 50万円	= 0円	欠損金残高 100万円
10年目 (R11.3期)	50万円	- 50万円	= 0円	欠損金残高 50万円
11年目 (R12.3期)	50万円	-	→0円 (11年目以降は控除できないので切り捨て)	

16 欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付制度とは、確定申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、その欠損金額を前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得金額に対する法人税額の還付を受けられる仕組みです。つまり、前年度は黒字であった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができるということです。

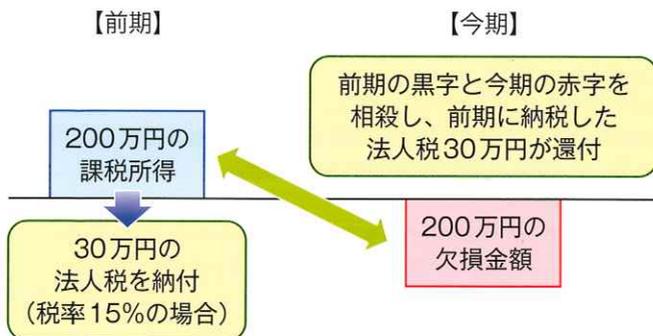
【制度の要件】

還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して、青色申告書である確定申告を期限内申告している中小法人

欠損金額が生じた場合の取扱い		
	繰越欠損金の控除	欠損金の繰戻し還付
内容	繰越欠損金として翌期以降10年間にわたって控除	前1年以内に開始した事業年度の所得金額に対する法人税額の還付
ポイント	将来の所得からの控除となるので、不確定要素がある	前年の納税額から還付されるので確実

※新型コロナ特法の規定が追加されています。要件等について別途ご確認ください。

【繰戻し還付の仕組み】



17

特例事業承継税制

事業承継税制は、後継者が事業継承する際の非上場株式等の相続税・贈与税の納税を猶予・免除する制度です。平成30年度改正で従来の制度に加え、10年間の特例措置として、①対象株式数の制限の撤廃、②雇用要件の実質的撤廃、③承継対象者の拡大など、要件が大幅に緩和されました。

【適用期間】

平成30年1月1日から令和9年12月31日までの10年間の相続・贈与が対象。

*令和5年3月31日までに「特例承継計画」を策定し都道府県知事に提出、認定が必要。

【主な特例措置】

- ①対象株式数の猶予割合を100%に拡大し、事業承継時の全株式の相続税・贈与税の負担を全額猶予。
- ②従来の納税猶予期間中の雇用8割維持の要件が実質的に撤廃され納税猶予を継続。
- ③先代経営者をはじめ親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への贈与・相続も対象。

先代経営者と後継者について

贈与税の先代経営者の主な要件

- ①会社の代表者であったこと。
- ②贈与直前において、先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超の株式を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの中で筆頭株主であったこと。
- ③贈与時には、会社の代表者でないこと。

贈与税の後継者の主な要件

- ①会社の代表者であること。
- ②20歳以上であること。
- ③役員就任から3年を経過していること。
- ④後継者と同族関係者で総議決権数の50%超の株式を保有することとなり、かつ、これらの中に後継者以外に保有株式数上位者がいないこと。

相続税の先代経営者の主な要件

- ①会社の代表であったこと。（直前でなくてもよい）
- ②相続開始直前において、先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超の株式を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの中で筆頭株主であったこと。

相続税の後継者の主な要件

- ①相続開始直前において、会社の役員であること。（先代経営者が60歳未満であった場合を除く）
- ②相続開始の日の翌日から5か月を経過する日までに代表権を有していること。
- ③相続開始時において、後継者と同族関係者で総議決権数の50%超の株式を保有することとなり、かつ、これらの中に後継者以外に保有株式数上位者がいないこと。

*詳細については、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」または、中小企業庁ホームページをご覧ください。

18 消費税とは

① 消費税の仕組み

消費税は、商品を買ったりサービスを受けたりしたときに、その対価を消費者が負担する間接税です。

消費税の税率	地方消費税の税率	消費税と地方消費税を合わせた税率
現行(令和元年10月1日施行)7.8%	2.2%(消費税額の $\frac{22}{100}$)	10%*

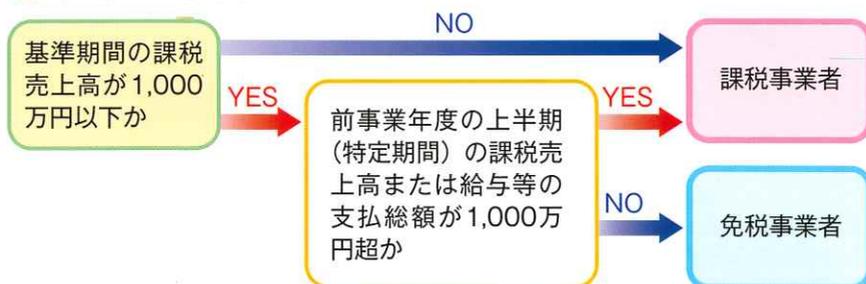
* ただし、飲食品等「軽減税率」の対象となるものについては8%

② 非課税取引等

以下の取引については、消費税はかかりません。

- ① 土地の売買（借地権の設定等を含む）
- ② 土地の賃貸借（賃貸借期間が1ヵ月未満の場合および駐車場等は除かれる）
- ③ 住宅の賃貸借
- ④ 支払利子、保証料、保険料
- ⑤ 郵便切手
- ⑥ 商品券、プリペイドカード等の代価
- ⑦ 給与
- ⑧ 印紙代

③ 免税事業者



* 基準期間は、その事業年度の前々事業年度のことをいいます。

新設会社で資本金が1,000万円以上の会社の場合は、設立第1期目および第2期目は免税事業者にはなりません。

19 軽減税率制度

基本の消費税率は10%

令和元年10月1日より、消費税率は現在の8%から10%に上げられました。一定の商品・サービスについては軽減税率制度により、8%が適用されます。

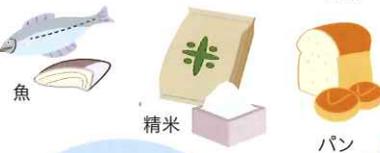
軽減税率の対象となるのは、生活必需品である飲食料品と、週2回以上発行で定期購読されている新聞（電子版は対象外）です。ただし、飲食料品のすべてが軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食は対象外となります。

8%

軽減税率対象



飲食料品



テイクアウト・持ち帰り・宅配等は軽減税率



10%

標準税率対象

外食



レストラン等での食事

酒類



ビール

ワイン

その他



医薬品・医薬部外品等



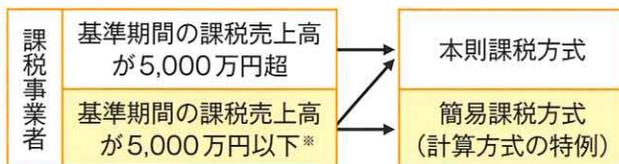
水道水

20

消費税の簡易課税方式

【内容】

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者は、選択により消費税を簡易課税方式で計算することができます。本則課税方式よりも、簡易課税方式で計算したときのほうが、消費税が安くなることがあります。



【計算方法】

納付する消費税＝預かった消費税－支払った消費税

＝課税売上に係る消費税－(課税売上に係る消費税×みなし仕入率)

＝課税売上高×10%－(課税売上高×10%×みなし仕入率)

※ただし、「消費税簡易課税制度選択届出書」を一定の期日までに提出することが必要

みなし仕入率

第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（飲食店業、その他の事業）	60%
第五種事業（金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業）	50%
第六種事業（不動産業）	40%※

食肉販売店	第一種事業（90%） または第二種事業（80%）	中華料理店	第四種事業（60%）
食鳥肉販売店	第三種事業（70%）	社交業（スナック・バー）	第四種事業（60%）
氷雪販売業（氷屋）	第一種事業（90%） または第二種事業（80%）	料理店（料亭など）	第四種事業（60%）
めん類店（そば・うどん）	第四種事業（60%）	理容店	第五種事業（50%）
その他の飲食店 （食堂・レストランなど）	第四種事業（60%）	美容店	第五種事業（50%）
すし店	第四種事業（60%）	興行場、映画館	第五種事業（50%）
喫茶店	第四種事業（60%）	クリーニング店	第五種事業（50%）
		公衆浴場	第五種事業（50%）
		ホテル・旅館	第五種事業（50%）

*みなし仕入率は売上げごとに第一種事業から第六種事業に区分する必要がある。詳しくは最寄りの税務署でご確認ください。(例) ホテル、旅館業での自動販売機や売店の売上げは第二種事業（小売業）になる。

*2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、75%以上の事業のみなし仕入率を用いることができる。



Example

そば屋Aでは、前々事業年度の課税売上高は4,400万円で、当期は消費税の課税事業者となる。当期の課税売上高は4,400万円、課税仕入高は2,200万円だった（いずれも税込み）。

1. 本則課税方式により計算した納付する消費税。
2. 簡易課税方式により計算した納付する消費税。



1. 本則課税方式

預かった消費税（仮受消費税） $4400万円 \times 10/110 = 400万円$
 支払った消費税（仮払消費税） $2200万円 \times 10/110 = 200万円$
 仮受消費税－仮払消費税＝ $400万円 - 200万円 = 200万円$
 となり、納付する消費税は200万円となります

2. 簡易課税方式

預かった消費税 $4400万円 \times 10/110 = 400万円$
 支払った消費税 $4400万円 \times 10/110 \times \text{みなし仕入率}60\% = 240万円$
 $400万円 - 240万円 = 160万円$
 となり、納付する消費税は160万円となります

【留意点】

- ①簡易課税方式を選択すると、2年間、本則課税方式に戻れません。
- ②2年経過後に本則課税方式に戻る場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③②の提出期限は、本則課税方式に戻りたい事業年度開始日の前日までです。
- ④適用要件等は最寄りの税務署にご確認ください。

21

売掛金の短期消滅時効の長期化

民法における債権の消滅時効および商法における商行為の時効が改正、廃止され、売掛金の短期消滅期間が統一されました。

◎改正前（民法）

債権の消滅時効は10年、ただし、事業別に例えば、製造業・小売業は2年、宿泊料・飲食代金は1年、工事請負代金は3年などと規定されていました。

◎廃止前（商法）

商行為の時効は5年とされていました。

◎改正後（民法および商法）

消滅時効が統一され、以下のいずれか早いほうが経過した時に請求する権利が時効により消滅することとしました。

- ①債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年
- ②債権者が権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年

一般の商取引においては、通常、双方が契約内容を理解していますから、①の主観的起算点で考えること（5年）が多くなると思われます。

従って、いずれにしても改正前と比べると時効は長期化したと考えられます。

しかし、売掛金の回収管理については対策をとらずに放置すれば、回収可能性は低くなりますから、今後も引き続き、きちんと管理士、回収不能となる前に早期の対策をとっておくことが肝要です。

22 固定資産税

1. 減免措置（旅館・ホテル）

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断（※）により固定資産税を減免できることとなっています。

※固定資産税は地方税であるため、具体的な規定については各市町村にご確認ください。

2. 固定資産税の軽減措置

(1) 公衆浴場

- ①公衆浴場等の用に供する固定資産については、当該固定資産税に係る税額の $\frac{2}{3}$ 相当額が軽減されます。
- ②高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、税額が $\frac{1}{2}$ に軽減されます。

(2) 旅館・ホテル

- ①固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の旅館・ホテルの用に供する家屋に係る経過年数を45年（現行50年）に短縮し、平成27年度の評価替えから適用する。

3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）

活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機及びフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機等の課税標準の特例措置については、 $\frac{1}{2}$ を参酌して $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{2}{3}$ の範囲内において各市町村における条例（※）により課税標準を算出する制度（わがまち特例）により軽減されます（令和4年3月31日まで）。

※詳しくは各市町村にご確認ください。

4. 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減

生産性向上特別措置法の認定を受けた中小企業者が取得する一定の設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）について、最初の3年間、固定資産税がゼロから $\frac{1}{2}$ までの範囲で軽減されます（令和3年3月31日までの投資に適用）。

23 生衛業に関する税制措置

◎生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減 〔法人税〕

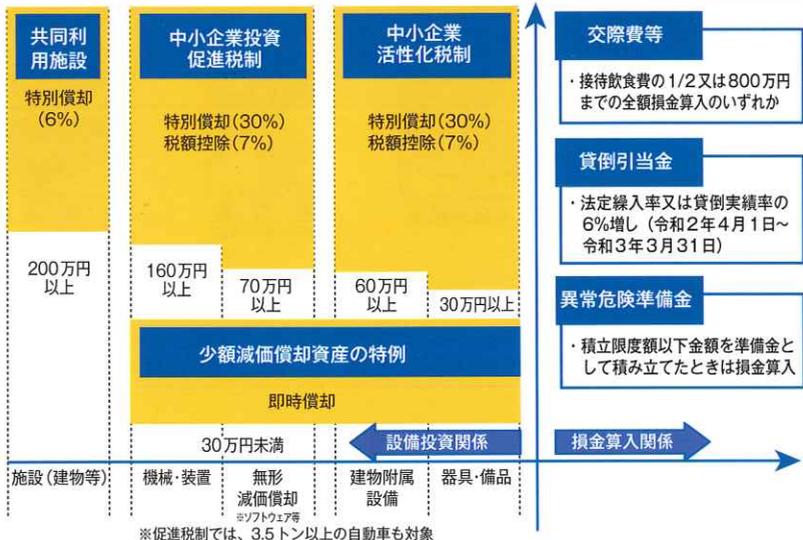
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置については、適用期限の到来（平成31年3月31日まで）に開始した事業年度分の計算）をもって廃止となっています。なお、令和5年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増が経過措置として認められています。

◎共同利用施設に係る特別償却 〔法人税〕

出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては、取得価額の6%の特別償却が認められます（令和3年3月31日まで（さらに延長の予定あり））。

※具体例：研修施設（理容・美容・飲食等）、クリーニングなどの共同工場、共同冷凍冷蔵施設、熟成肉製造施設、資材保管庫等

生活衛生関係営業者関係の税制上の特別措置一覧





理容店



美容店



興行場
(映画館・劇場・寄席)



クリーニング店



公衆浴場
(銭湯)



旅館・ホテル



めん類店
(そば・うどん店)



氷屋純氷
氷雪販売業
(氷屋)



食肉販売店



その他の飲食店
(食堂・レストランなど)



すし店



食鳥肉販売店



喫茶店



中華料理店



社交業
(スナック・バーなど)



料理店
(料亭など)